

研究開発法人に係る制度の見直しについて

平成25年11月11日

内閣官房行政改革推進本部事務局

研究開発法人に係る制度の見直しの検討状況

行政改革推進会議(平成25年6月5日開催)における中間的整理

○「独立行政法人改革に関する有識者懇談会」において、制度面を中心に中間とりまとめ。

※ 研究開発を行う法人については、「独立行政法人全体の制度・組織の見直しを踏まえつつ、研究開発の事務・事業の特性に応じた規律を整備するとともに、運用面において改善すべきものについて基準の明確化等の措置を講ずる」べきとされた。

○これを第3回行政改革推進会議に報告、御議論いただき、中間的整理とされた。

※上記会議において、安倍総理から、「中間的整理を踏まえ、年末に向けて、組織の見直しなど更に検討を進める」旨の指示がなされた。

経済財政運営と改革の基本方針(平成25年6月14日閣議決定)

独立行政法人改革については、行政改革推進会議における中間的整理を踏まえ、平成27年4月からの改革実施を目指して、必要な法制上の措置を早期に講ずるものとする。

日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)

研究開発法人については、関係府省が一体となって、独立行政法人全体の制度・組織の見直しを踏まえつつ、研究開発の特性(長期性、不確実性、予見不可能性及び専門性)を踏まえた世界最高水準の法人運営を可能とする新たな制度を創設する(次期通常国会に法案提出を目指す)。

行政改革推進会議・独立行政法人改革等に関する分科会(平成25年9月26日)

○行政改革推進会議の下に、「独立行政法人改革等に関する分科会」を設置し、独立行政法人改革等について集中的な議論を開始。

○さらに、分科会の下に4つのワーキンググループ(WG)を設置し、法人からヒアリングを実施中。研究開発法人については、第1WGにおいて集中的に議論・検討。

独立行政法人改革等に関する分科会について

1. 趣旨

行政改革推進会議の主要課題である独立行政法人改革等について集中的な議論を行う。

2. メンバー

[分科会長]

榎谷 隆夫 公認会計士・税理士

[分科会長代理]

梶川 融 太陽ASG有限責任監査法人総括代表社員

[委員]

大塚 陸毅 東日本旅客鉄道株式会社相談役

小林 栄三 伊藤忠商事株式会社取締役会長

渡 文明 JXホールディングス株式会社相談役

[第1ワーキンググループ]

(担当: 研究開発法人、外務省、防衛省の関係法人)

座長 榎谷 隆夫 公認会計士・税理士

(分科会長兼任)

座長代理 岡本 義朗 新日本有限責任監査法人

エグゼクティブディレクター

委員 有信 睦弘 東京大学監事

梅里 良正 日本大学医学部社会医学系

医療管理学分野診療教授

畠中 誠二郎 中央大学総合政策学部教授

[第2ワーキンググループ]

(担当: 総務省、文科省、厚労省、経産省の関係法人)

座長 梶川 融 太陽ASG有限責任監査法人

総括代表社員(分科会長代理兼任)

座長代理 小幡 純子 上智大学法科大学院教授

委員 秋池 玲子 ポストコンサルティンググループ

パートナー&マネージング・ディレクター

河井 聡 弁護士

工藤 裕子 中央大学法学部教授

[第3ワーキンググループ]

(担当: 内閣府、消費者庁、財務省、農水省、国交省の関係法人)

座長 山本 清 東京大学大学院教育学研究科教授

座長代理 土居 文朗 慶應義塾大学経済学部教授

委員 河村 小百合 株式会社日本総合研究所調査部

主任研究員

玉井 克哉 東京大学先端科学技術研究センター

教授

中里 透 上智大学経済学部准教授

[第4ワーキンググループ] (担当: 都市再生機構)

座長 吉野 直行 慶應義塾大学経済学部教授

座長代理 高木 勇三 公認会計士

委員 浅見 泰司 東京大学空間情報科学研究センター

教授

太田 康広 慶應義塾大学経営管理研究科教授

田中 弥生 独立行政法人大学評価・学位授与機構

教授

※各ワーキンググループにおいて、個別法人からヒアリングを実施。

第1ワーキンググループにおける議論の内容(第1回会合)

【文科省の意見】

- 現行の独法制度は「効率性」が第一目的であるため、国際的な人材獲得が困難であるなど、運用面を含めた諸問題がある。
- そのため、研究開発成果の最大化を第一目的とし、内閣府(科学技術担当)が研究開発の特性を踏まえた運用を実施(独法制度の枠外に置く)する、新たな研究開発制度の創設が必要。

【文科省の意見に対する委員からの指摘】

(別法化する理由)

- 問題点として指摘された内容(自己収入の取扱い等)はそのほとんどが現行の運用改善を通じて対応可能であり、これらの問題点があることを理由として別法化すべき、という理由にはならない。
- 研究開発業務特有のマネジメントが現行の独法制度と異なるということであれば、別法化をすべきとする理屈は理解できるが、こうした事由が明示されていない。

(新法人制度の目的)

- 現在の独法制度は「効率性」のみを第一目的としているわけではなく、「効果性」についても同様に重視。

(新たな法人制度の対象)

- 研究開発法人といっても、激しい国際競争の中で最先端の研究開発を行っている法人や基準づくりのための研究開発を行っている法人も存在するなど、一律ではないことを踏まえる必要。

(参考)

行政改革推進会議（平成25年1月29日行政改革推進本部決定）

1. 趣旨

行政改革推進本部の下、行政改革に関する重要事項の調査審議等を実施する。

2. メンバー

議長	安倍 晋三	内閣総理大臣
議長代理	麻生 太郎	副総理
副議長	稲田 朋美	行政改革担当大臣
	菅 義偉	内閣官房長官
	新藤 義孝	総務大臣
構成員	秋池 玲子	ボストンコンサルティンググループ パートナー&マネージング・ディレクター
	大塚 陸毅	東日本旅客鉄道株式会社相談役
	加藤 淳子	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	小林 栄三	伊藤忠商事株式会社取締役会長
	田中 弥生	独立行政法人大学評価・学位授与機構教授
	土居 丈朗	慶應義塾大学経済学部教授
	畠中 誠二郎	中央大学総合政策学部教授
	森田 朗	学習院大学法学部教授
	渡 文明	JXホールディングス株式会社相談役

（構成員については、五十音順）

独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(抄)

(平成24年1月20日閣議決定)

II 独立行政法人の制度の見直し

1. 法人の事務・事業の特性に着目した類型化とガバナンスの構築

(1) 成果目標達成法人

① 研究開発型

法人の主要な業務として、高い専門性等を有する研究開発に係る事務・事業を実施し、公益に資する研究開発成果の最大化を重要な政策目的とする法人類型

【構築すべきガバナンス】

不適切な支出をより確実に抑止するため、研究領域や業務内容に応じて役員の分担・責務を明確にした業務管理を図るとともに、支出の内部チェックの取組の強化や、大規模事業の実施状況の透明性の向上等を図る。

研究開発面における国際水準にも即した適切な目標設定・評価の双方に資するため、主務大臣の下に、学識経験者等(適切な場合は外国人も参加)から構成される専門の研究評価委員会(仮称)の設置を法定し、研究開発の専門性を踏まえた成果重視の実践的な評価を行う。なお、委員の任命に当たっては制度所管府省と協議するなど人選の適切性を確保する。その際、提言型政策仕分けの指摘等も踏まえ、時期を明確にした実効的な成果指標の設定を図るほか、評価に当たっては、国際的な動向等も踏まえた共通運用を図るとともに、業務全般の点検等については、他の類型と同様に対応することとする。

科学技術イノベーション政策を国家戦略として位置付け、その推進の司令塔機能を担う「科学技術イノベーション戦略本部(仮称)」の設置が内閣府で検討されているが、主務大臣による目標の設定、業務実績評価等に対する戦略本部の関与については、後述する制度所管府省に設置する第三者機関が果たす役割との関係を整理する必要がある。第三者機関は、主務大臣の判断の中立性・客観性を確保する観点から、他の類型に該当するものも含めた全ての法人について横断的に点検する。一方、戦略本部は、科学技術イノベーション政策を推進する観点から、例えば、国際水準で統一的な評価指針を整備した上で、点検するものと考えられる。このように両者による法人への関与の観点、役割分担等を整理し、法人に期待される機能を的確に発揮させる効率的な仕組みとし、いわゆる「評価疲れ」を生じさせないよう配慮する。なお、国家戦略に基づく重点化、府省・官民連携の促進等、効率的・効果的な推進体制の構築につながる国の研究開発に係る司令塔機能の強化等の見直しと併せ、研究資金の配分に係る戦略本部との役割分担や重複排除等の観点からの見直しなど、組織を含む各法人の在り方について必要な見直しを行うこととする。

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ(抄)

(独立行政法人改革に関する有識者懇談会(平成25年6月5日))

3. 各法人の事務・事業の特性を踏まえた法人の整理と類型化等について

(3) 研究開発を行う法人への対応について

②見直しの方向性

こうした課題に鑑み、研究開発を行う法人については、独立行政法人全体の制度・組織の見直しを踏まえつつ、研究開発の事務・事業の特性に応じた規律を整備するとともに、運用面において改善すべきものについて基準の明確化等の措置を講ずる。具体的には、以下の事項について検討を行う必要がある。

- ・ 研究開発の成果を最大にし、科学技術の水準の向上や我が国の国際競争力向上に資することなどをその目的とし、国益を担うにふさわしい名称を付与
- ・ 主務大臣による中期目標設定、中期目標期間に係る業績評価、中期目標期間終了時の検討に際し、科学的知見や国際的水準に即して適切な助言を行う仕組み(必要に応じて外国人有識者による関与も含む。)の整備
- ・ 国の科学技術イノベーション政策を確実に実施・反映していくため、主務大臣は司令塔たる総合科学技術会議が定めた国際水準を踏まえた評価指針に基づく評価を行うとともに、総合科学技術会議は法人の中期目標期間に係る業績評価等に関与
- ・ 長期かつ重要度の高い研究開発課題等について、研究開発の成果等を継続的にフォローアップし、その評価結果を反映させる仕組みの整備
- ・ 研究開発プロジェクトの特性を踏まえた中期目標期間の設定
- ・ 国際的人材獲得競争へ対応した研究者等の給与水準や、自己収入の取扱い、調達、中期目標期間を超える繰越等の見直し

これらの見直しにより、科学技術イノベーションの重要な担い手である研究開発を行う法人の機能とガバナンスの強化が図られ、当該法人によるイノベーション創出の促進が期待される。

科学技術イノベーション総合戦略(抄) (平成25年6月7日閣議決定)

第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出

3. 重点的取組

(2) 大学、研究開発法人を国際的なイノベーション・ハブとして強化

①取組の内容

・研究開発法人については、研究開発の特性(長期性、不確実性、予見不可能性、専門性)等を十分に踏まえた法人制度の改革が必要である。グローバルな競争環境の中で研究開発法人が優位性を発揮できるよう機能強化を図り、現制度の隘路を打開

②主な施策

・研究開発法人について、関係府省が一体となって、独立行政法人全体の制度・組織の見直しを踏まえつつ、効率的運用の達成や国民への説明責任を大前提として、①研究開発成果の最大化(ミッションの達成)を第一目的とすること、②研究開発法人を、国家戦略に基づき、大学や企業では取り組みにくい課題に取り組む研究機関であることを制度的に明確に位置づけること、③国際競争力の高い人材の確保の必要性、国際水準を踏まえた評価指針の下での専門的評価の実施、主務大臣の下に研究開発に関する審議会の設置(外国人任命も可能)、中期目標期間の長期化、研究開発の特性を踏まえた制度運用の在り方、を法的に担保し、給与水準の見直し、業務運営の効率化目標の在り方の見直し、調達方法の改善、自己収入の扱いの見直し、予算繰り越しの柔軟化等が実現される仕組みとすること、を内容とする世界最高水準の新たな制度を創設【文部科学省、内閣府、内閣官房】

・現行制度においても、運用上、改善が可能なものについて早急に見直し【文部科学省、内閣府、内閣官房】

－国際頭脳循環(ブレインサーキュレーション)を促進するため、人件費にかかる制約の緩和

－一般競争入札にこだわらず、研究の実態にあわせた法人の契約・調達を可能とするため、研究の実態に即した調達基準の策定等

－イノベーション創出促進に資する観点からの自己収入(寄附金収入分等)について、運営費交付金の削減対象からの除外の扱い

－中期目標期間を超える予算繰り越しの柔軟化